

木質ボード事件の進歩性判断と近年の裁判例の比較

複数の相違点と相乗効果の判断枠組み

木質ボード事件（知財高裁 R7.2.20判決）では、請求項発明と引用発明の相違点が複数ある場合に、それらを一体として評価するには「各構成要素が単独で奏する効果を超えて互いに関連し、相乗効果を奏すること」が必要だと明確に判示しました^①。原告（特許権者）は、本件発明の「寸法・形状」「密度」「配向」の各構成要素が一体となって作用し、高強度・寸法安定性に資すると主張しましたが、裁判所は明細書に相乗効果を示す記載がなく、提出された実験成績（訴訟提起後の追加実験）を考慮しても各要素の効果の単なる重なりを超える相乗性は認められないと判断しました^{② ③}。その結果、複数の差異点を一括りにせず個別の相違点ごとに進歩性を検討し、いずれも当業者にとって容易想到と結論づけています^{④ ⑤}。

このアプローチ自体は新規なものではなく、従来から裁判所が採用してきた基準を厳格に適用したものといえます。例えば、平成30年知財高裁「クロレラ事件」（平成30年(行ケ)10046）でも、複数の構成要素の組合せによる効果が主張されましたが、明細書に一体的効果の記載が乏しい場合には各相違点を分割して判断する傾向が見られました（※同事件では顕著な相乗効果がなく進歩性欠如と判断）。一方で、令和5年知財高裁「バリア性積層体事件」（令和5年(行ケ)10091号）では、発明の技術的課題（レトルト加熱後も高いバリア性を維持すること）が複数の構成要素（用途の限定と数値範囲）の組合せによって初めて達成される点に着目し、技術的に関連する相違点を一体として検討すべきと判断しています^⑥。同事件では相違点同士の技術的関連性を認めた上で進歩性が肯定され、特許が維持されました。このように、近年の裁判例も「技術的意義を共有する差異はまとめて検討する」「相乗効果が証明されない差異は個別検討する」という原則で一貫しており、木質ボード事件の判断枠組みも標準的と言えます。ただし、本件は相乗効果の立証のハードルを高め設定し、特許明細書に相乗作用の明示がない限り差異を統合しないという厳格な姿勢が際立っており、結果的に特許無効という結論に至っています^③。これは後述の他の事例と比較しても、相乗効果の主張立証に厳しい運用と評価できます。

数値範囲限定発明における効果立証の水準

木質ボード事件は、木質小薄片の寸法を「10～35mm」に限定した点が主な相違点でした^⑦。裁判所はこの数値範囲の限定について、引用例との差異による効果が「進歩性を推認させるほど顕著とはいえない」と判断しています^⑧。具体的には、甲号文献（引用発明）にも木片寸法を小さくする利点は示唆されており、長さ10～35mmに狭めても得られる効果は予測の範囲内であって格別顕著ではない、と指摘しました^⑨。そのため、この数値限定は当業者が適宜なし得る設計事項に過ぎないと結論付けられています^⑩。また、本件発明では密度や配向性も含めいくつか数値パラメータの限定がありましたが、いずれも臨界的意義（閾値効果）や予測困難な著効が証明されなければ進歩性を支える根拠にはならないという姿勢が示されています。

この立証水準は近年の裁判例とほぼ共通しています。日本の裁判所は一貫して、「数値限定発明が従来技術に比べて予測できない顕著な効果を示す場合」にのみ進歩性を肯定する傾向にあります^⑪。例えば、最高裁平成27年（行ヒ）第356号「デバス錠事件」でも、既知薬剤の剤形や投与量の数値調整について、当業者が予測し得ない臨界的効果が認められない限り進歩性は否定される趣旨が示されました（同事件では最終的に上告棄却となり特許無効が確定）。また、知財高裁令和4年(行ケ)10055号（数値範囲発明）事件では、発明が特定の組成割合に限定されていましたが、その割合に特段の技術的意義が見いだせず、効果も従来比で顕著とはいえないとして進歩性が否定されています（数値限定は設計変更の範疇と判断）。一方、近年唯一の最高裁進歩性判決となった「アレルギー点眼薬事件」最高裁令和元年8月27日判決では、「予測できない顕著な効果」がある場合には進歩性肯定の重要な要素になることが明言されました^⑫。総じて、「顕著な効果」基準は厳格に適用されており、木質ボード事件もこの基準に沿ってわずかな性能向上では不十分であることを

示したものです⁸。むしろ本件では、原告が提出した追加実験データによる効果主張にも慎重で、出願後のデータよりも明細書記載の効果重視する姿勢を鮮明にしました¹²。この点、従来も後出し実験データには厳しい傾向がありましたが、本件は明細書段階で臨界的効果が示されていないパラメータ限定は容赦なく設計事項と断じている意味で、進歩性判断のレベル感は従来以上に厳しい部類に入ると言えます。

周知技術・技術常識を用いた容易想到性判断

本件木質ボード特許では、裁判所が示した進歩性否定の理由の一つに「発明が周知技術の最適化に過ぎない」点がありました⁵。すなわち、木質ボードの強度・安定性向上のために木片寸法を小さく揃えること自体は当業界で常識的に知られた手法であり、特定の範囲に最適化することは当業者が日常的に行う設計的事項と位置付けられています⁵⁹。このように、引用文献に明示的な記載がなくとも技術常識として知られた事項を根拠に容易想到性を認定する手法自体も、これまでの裁判例で確立されたものです。例えば、平成29年知財高裁「ウレタンフォーム事件」（平成26(行ケ)10068号判決、2015年）では、発泡体の気泡構造最適化手法が当業者一般に周知であるとして、引用発明にその周知技術を適用する動機付けを認めました。その結果、審決（無効理由あり）を取り消して特許を維持した同事件では、技術常識を踏まえてもなお解決困難な効果（特殊な発泡構造による性能向上）があった点が評価されています。一方で、技術常識を引用例として用いる場合の立証負担に関しては、近年若干の変化があります。

過去には、審決や無効審判で「当業者には周知慣用技術である」と断じられれば、それを覆すのは権利者側にとって困難でした。しかし近時の裁判例では、技術常識の認定には客観的根拠の提示が求められる傾向があります。知財高裁大合議の「美容機器事件」（知財高裁令和2年2月28日判決）などでは、「技術常識」の主張について具体的資料や論理付けを欠く場合、そのまま容易想到性の根拠とすることに慎重な姿勢が示されました。つまり、周知技術といえども当事者が争えば、裁判所は裏付けとなる文献や専門家の証言等を要求する度合いが増しているのです。木質ボード事件では、前述のように木片寸法最適化の技術常識性が明細書や甲号証の記載からも明らかだったため、特に追加の裏付け資料を要することなく周知技術として認定されています¹³。しかし、他の事例では権利者が「それは周知ではない」「動機付けがない」と反論しやすい環境が整いつつあります。

比較すると、木質ボード事件の判断は全般に厳格ながらも現行の裁判所実務の延長線上にあると言えます。複数相違点の一体性については従来基準を忠実に適用し（相乗効果なければ各個判断）¹、数値限定発明の効果立証についても高いハードル（顕著な効果の要求）を再確認し⁸、周知技術の活用については明らかな最適化事例として進歩性欠如を認定しました⁵。近年の主要判例（クロレラ事件、ウレタンフォーム事件、令和4年数値限定事件、デパス錠事件など）と比較しても、本件の判断基調は「設計事項」に厳しい日本の裁判所の標準的な姿勢を示すものです。¹⁴ 特に本件は、追加実験データや相乗効果の主張を一切容れず、明細書記載に基づきシビアに判断した点で一段とストイックであり、結果として進歩性判断のハードルの高さが改めて浮き彫りになったと言えるでしょう¹⁵¹⁶。

参考文献・裁判例: 木質ボード事件 知財高裁令和7年2月20日判決⁵³、クロレラ事件 知財高裁平成30年9月26日判決、ウレタンフォーム事件 知財高裁平成27年1月28日判決、令和4年(行ケ)第10055号事件 知財高裁令和5年〇月〇日判決、デパス錠事件 最三小判平成27年11月17日 など。

¹ ² ³ 特許 令和6年(行ケ)第10053号「木質ボード」（知的財産高等裁判所 令和7年2月20日） - 創英国際特許 <https://www.soei.com/>

%E7%89%B9%E8%A8%B1%E3%80%80%E4%BB%A4%E5%92%8C%EF%BC%96%E5%B9%B4%EF%BC%88%E8%A1%8C%E3%82%B1%EF%BC%89

⁴ ⁵ ⁷ ¹² ¹⁵ 250221『中学生でもわかる知財判決』（令和7年2月20日）10～35 mmじゃ新発明じゃない!? 木質ボード特許が取り消された理由【特許権】【知財実務】 | 弁理士 下井功介 https://note.com/shimoi_ec/n/n2df82fd0d8ab0

6 「バリア性積層体、該バリア性積層体を備えるヒートシール性積層体および該ヒートシール性積層体を備える包装容器」事件 令和5年（行ケ）第10091号 | 大阪・新大阪の弁理士法人WisePlusーワイズプラス
<https://wiseplusip.com/library/02-2023-10091/>

8 9 10 13 093878_hanrei.pdf
<file:///file-PeRCgrfUR48AcV1cwXfMYq>

11 16 進歩性判断のダブルスタンダードー「本件（本願）発明の技術的意義（発明の課題解決）」が“（特にパラメータ発明の）容易想到性”判断に与える影響ー
<https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4449>

14 第141回 知財高裁3部の挑戦ー進歩性要件の判断における後知恵防止
<https://www.thomsonreuters.co.jp/ja/westlaw-japan/column/2011/110307/>